史林
第七卷 第壹號
大正十一年一月一日發行
（通卷第二十五號）

研究

新羅骨品考

文學士 今西龍

第一

新羅に於て國人の種の意義にて「骨」の文字を用ひし語あり。骨の尊卑の等級を骨品と稱せり。品は色と同義の文字なり。此の骨と日本の加婆禰との類似關係に就きて谷川士清は日本書紀通證（雄言、姓氏の條）に河村秀根は書紀集解（武烈紀七年條）に之に注意すべきことを記し村尾元融も續日本紀考證（天平勝寶三年の條）に谷川氏の說を引用せり。然りと雖も當時諸氏の見ることを得し資料は僅に唐書新羅傳東國通鑑に過ぎざりしを以て之を精說すること能はざりし也。加婆禰（姓）に就きて精說し之と韓語「骨」との關係

に就きて論究せるは法學博士宮崎道三郎先生が明治三十八年二月法學協會雜誌第二十三卷第二號に於て發表せられし「姓氏雜考」中の「カバヲ」の編なりとす。博士の所說の要領は、

「カバヲ」の本義を外國語を假らずして說明せんとするものゝ中には其義を（一）「アガメナ」（崇名）（二）「カハラヲ」（不易）（三）「カブヲ」（頭根）（四）「カバヲ」（骨卽ちホヲ）（五）「カボヲ」（髮骨）（六）「カラホヲ」（幹骨）とするもの等種々說あり。外國語を假りて「カバヲ」の本義を說明せんとする人々は同語を以て韓語の「骨」に關係ありとし此說を主張したるは前に谷川士淸氏あり後に村尾元融氏あり他の學者中にも「カバヲ」を骨（カバネ）（ホヲ）の義とし骨名（カバネナ）の義とするものあるも此等の學者は決して同語を韓語に關係ありとするものにあらざるを以て谷川村尾二氏の說とは大に異れり。谷川氏一派の學者の所說は餘程面白き說と思はる。由て余は更に一步を進め韓語に於ける骨の字に付き其本義如何の研究を試みんとす。

骨の字は假字にして實は kyö-röi といふ韓語を寫したるものならむ。骨の字は韓音 kol にて其音が kyö-röi に似たり。韓國にては親の字を始め戚の字、族の字、宗族、族黨などの字は皆之を kyö-röi と訓せり。成化年代の內訓に名門右族の右族を ho-pan kyö-röi と訓せり。要するに kyö-röi は決して新しき言葉にあらず。（三國史記、三國遺事、高麗金君綏詩、東國通鑑、新羅國紀、新唐書、日本書紀等の骨に關する記事を列擧し）此等の諸書を見るに韓國就中新羅に於て骨を一種特別の意義に用ひたり。武烈紀百濟の上表の骨族の文字は上表文中の文字のまゝなるべし。續日本紀の骨名姓氏錄の氏骨の文字は韓國の用例

に從ひたるものなるべし。韓語化したる骨の字は族の義なることが益々明なりと思はる。蓋族の字には親族の義あり階級の義もあり。若し果して韓國の骨が kyö r i の音譯にして日語の「カバヲ」が其の骨を直譯したるものなるときは「カバヲ」と云ふ名稱は族の字同樣の意義なるは寧ろ當然なる可し。

右博士の高說出でゝより新羅の骨と日本の加婆根とが同一性質のものなることは定說となれるものゝ如し。然りと雖國語の「カバヲ」が骨の直譯なるか。或は同源の語なるか。我が「カバヲ」と彼の骨とは類似のものなるにより類似の心理作用によりて我に「尸」「骨」(カバヲ)と稱し彼にても「骨」と稱せしにあらざるか。或は文字の使用のみを彼に傚ひしにあらざるか。骨は新羅に於て字音の假字なりしか或は本字にして其の訓を用ひし文字にあらざるか。尙ほ攻究を要するものある可し。現代朝鮮語の kyö-röi は骨類、骨列の漢字音の移遷せるものゝ如く思はるゝを以て本來の朝鮮語にあらざるべし。骨類又は單に骨の文字を以て表示せる本來の朝鮮語は之を他に求めざるべからず。骨は音譯文字として使用せしものにあらずして義譯文字なりしなる可し。骨は日本語に ho-ne にして朝鮮語に 'pyö なり ho に ne の語の添はりしか、'pyö は ne の語の消えしものか、考說を缺くと雖 ho と 'pyö と同語に出づるものなることは明なり日本語の ka-ho-ne に骨の義あるに於ては朝鮮古語も之に類似せる語なりしなる可し。「カバヲ」そのものは古くより日本に存在せしものにして骨字を直譯せるものにはあらざる可し。新羅の骨品、日本の加婆禰に就きては研究すべき諸種の問題殘れり。而し彼我其の本源を同うすると否とを問はず其の間には別異の點必ず少からざるべし。研究は類似同一の點を確むるを必要とすれども別異の

點を精査することも亦同じく必要なり。此等研究の基礎として先づ着手すべきは新羅に於ける骨の攻究なるべし。本篇は此の研究を試みたるものにして甚だ不完全なるものなれども研究者諸士に叱正を仰がんが爲めに發表せるものなり。

第二

朝鮮及支那の文献に新羅の骨に關する文字あるもの次の如し。

(1) 三國史記眞德王八年條　國人謂始祖赫居世至眞德二十八王、謂之聖骨。自武烈王至永王、謂之眞骨

(2) 同書眞德王四年條　王下敎、眞骨在位者執牙笏。

(3) 同書卷三十三雜誌第二　興德王卽位九年大和八年。下敎曰、人有上下位有尊卑、名例不同衣服亦異。

とし。服色の別を眞骨、眞骨女、六頭品、六頭品女、五頭品、五頭品女、四頭品、四頭品女、平人、平人女の各に就きて列記し。平人女の服色は四頭品女と同じとせり。同車騎の車の條には眞骨、六頭品、五頭品の三を列記し。騎には眞骨、眞骨女、六頭品、六頭品女、五頭品、五頭品女、四頭品至百姓、四頭品女至百姓女に分ちて列記し。器用の條には眞骨、六頭五頭品、四頭品至百姓の三に分ちて列記し。屋舍の條には眞骨、六頭品、五頭品、四頭品至百姓の四に分ち、外眞村主は五品と同じく、次村主は四品と同じと記せり。

(4) 同書卷三十八職官上　官號を記して、儒理王九年置十七等、一曰伊伐湌、中略五曰大阿湌、從此至伊伐湌、唯眞骨受之、他宗則否。

(5) 同書卷四十職官下武官　諸軍官將軍共三十六人、中略位自眞骨級湌至角干爲之。大官大監眞興王十年置、中略共六十二人着衿眞骨位自舍知至阿湌爲之。

(6) 同書卷四十外官　外位、文武王十四年以六徒眞骨

出居然五京九州別稱官名。

(7) 同書列傳　斯多含系出眞骨、奈密王七世孫也父仇梨知級湌、本高門華胄、時人奉請爲花郎、眞興王代也。

(8) 同書同　薛罽頭曰、新羅用人、論骨品、苟非其族、雖有鴻才傑功、不能踰越、中略武德四年辛巳、潛隨海舶入唐。

(9) 同書同　金歆運、奈密王八世孫也、父達福逋湌、中略大舍詮知說曰、況公金歆運ヲ指ス新羅之貴骨、大王之半子、若死賊人手、則百濟所誇詫、而吾人之所深羞者矣、中略步騎幢主寶用那、聞歆運死、曰、彼骨榮貴、而勢榮、人所愛惜、而守節以死、云々。

(10) 三國遺事王曆　善德女王、名德曼、父眞平王、母麻耶美人金氏、聖骨男盡、故女王立。

(11) 同上同　眞德女王。已上中古、聖骨、已上下古、眞骨。

(12) 同上紀異第一　脫解廻言曰、我本龍城國人、亦云、正明國、或云、琉夏國、或作花厦國、龍城在倭東北一千里。我國嘗有二十八龍王、從人胎而生、自五歲六歲繼登王位、敎萬民、修正性命、而有八品姓骨、然無棟擇皆登大位。

(13) 同書卷二　文武王法敏、又伐高麗、以其國王孫還國、置之眞骨位。

(14) 同書興法第三　皇龍寺記云、眞平王六年甲辰、金堂造成、善德王代、寺初主眞骨歡喜師、第二主慈藏國統、云々。

(15) 同書興法第三　靈鷲寺古記云、新羅眞骨第二十一主神文王代、云々。

(16) 同書義解第五　大德慈藏金氏、本辰韓眞骨、蘇判茂林之子。

(17) 唐令狐澄新羅國記。其國王族謂之第一骨、餘貴族謂之第二骨。

(18) 新唐書新羅傳。其建官以親屬爲上、其族名、

第一骨第二骨以自別、兄弟女姑姨從姉妹皆聘爲妻、王族爲第一骨、妻亦其族、生子皆爲第一骨、不娶第二骨、雖娶常爲妾媵、官有宰相侍中司農卿太府令、凡十有七等、第二骨得爲之。」事必與衆議、號和白、一人異則罷。

(19) 良州深源寺秀澈和尙塔碑。曾祖△位蘇判、族峻眞骨。慶餘法身。

(20) 國師大朗慧和尙白月葆光塔碑。國師俗姓金氏、以武烈大王爲八代祖、大父周川品眞骨位韓粲、高曾出入皆將相、戶知之、父範淸降眞骨一等、曰得難。（原註）國有五品、曰聖而、曰眞骨、曰得難、言貴姓之難得、文賦云、或求易而得難、從言六頭品、數多爲貴、猶一命至九、其四五品不足言。

以上は新羅の骨に關して遺存せる文獻なり。此等の各記事を校訂解說するに次の如し。

(1) の永王は諸異本を參照するに皆な永王に作れり。然りと雖新羅に永王なる者無し、末王の訛なり。同書に朴堤上或云毛永とあり、或は毛永に作るの本あり。朴堤上は書紀神功紀の毛麻利叱智にして堤上が毛麻利の漢字譯なる事は朝鮮語に堤岸を mo(s) といひ頭首卽ち上を ma-ri といふにて明なり。毛永は毛末ならざるべからず。永は末の訛なり。末字は冊板文字刓缺するや重刊の時に永寺に誤ることあるなり。而して末王といふ敬順王なり。惠恭王にあらざることは他の例より推して明なり。

(6) の六徒眞骨とある六徒の義は明瞭ならずと雖、恐くは新羅六部にして、六部の眞骨の義ならんか。尙ほ攻究を要す。

(11) の已上中古は已上、上古にして已上下古は已下、中古の刊誤なる可し。三國遺事の此の記事は三國史記より出でたるものなるべし。三國

史記の新羅紀の末に國人自始祖至此敬順王たいふ分爲三代、自初至眞德二十八王謂之上代、自武烈至惠恭八王謂之中代、自宣德至敬順二十王謂之下代云と記せると、先に掲げし(1)の三國史記の文とにより之を推定し得べし。但し遺事によりて中代（自武烈至惠恭）の王のみを以て眞骨と誤り認むべからざる也。

(12) は昔脱解王の出生談にして三國史記に脱解本多婆那國所生也其國在倭國東北一千里云々と記せり。之を龍城國人として其傳説を佛書風に粉飾虚構して作文せるものなり。然りと雖姓骨と書きしは深く注意すべきものにして此語は新羅に行はれし語なるべきを以て新羅に於ても骨を漢字譯して姓となせしこと日本と同一なることを證するものなり。姓骨は八品となせしとは新羅に行はれしを其まゝに書きしか或は日本に於て天武天皇制定の八色姓を聞き傳へて書きしものか。攻究を要す

(13) は文武王が金馬渚今の益山に置きて高句麗王に封ぜし報德王安勝のことを記せるものなり。

(15) 第二十一主は第三十一主の刊誤なり。

(17) 唐令狐澄新羅記は今傳らず。三國史記に引ける二條の逸文あり。其一は茲に掲出せるものなり。此書は新唐書藝文志にも所載なしと雖令狐澄は同志に貞陵遺事の著者として乾符中書舍人と記せり。此人は新羅の景文王憲康王の頃恐くは景文王十四年に唐より新羅へ使節の一行に加り來り其見聞を錄して本書を著述せるものゝ如し。此書半島に傳はり金氏が三國史記を重修せし時猶ほ存せしも支那にては早く佚亡せるが如し。

(18) 新唐書新羅傳の風俗記事は其資料二三には止まらざりしなるべきも其藝文志に擧ぐる顧愔の新羅記は主要なる資料なりしなるべし。藝文志に顧愔新羅國記一卷大曆中歸崇敬使新羅愔爲從事と記せり。惠恭王代の見聞を記せるもの也。

(19)　良州深源寺秀徹和尚塔碑は全羅北道南原郡實相寺に斷碑となりて遺存せり。景福二年（眞聖王七年癸丑）以後の撰文にして建立年代は不明なれども新羅時代なる可し。裏面に康熙五十三年甲午四月日重建とあるは其倒在せしを建てし事なる可し。

(20)　國師大朗慧和尚白月葆光塔碑は忠淸道保寧郡聖住寺址に在り。國師は卽ち無染大師にして憲德王十　年入唐し文聖王二年新羅に還り眞聖王二年に寂せり（崔致遠の撰文にして崔仁滾の書なり。崔致遠の四山碑の一として著名なるものなるが此碑記は骨品の研究上最も貴重なる文字あり。其撰書は眞聖女王四年庚戌の頃なるべきも其刻字建立は王氏高麗時代にあり。此碑の文字が建（高麗太祖王諱）武（同惠宗王諱）詢（同顯宗王諱）の文字を缺劃し（但し詢の文字三字中二字を欠劃し一字を欠劃せず粗漏あり）欽（同德宗王諱）運（同宣宗王諱）を缺劃せざるより推せば其刻字建立の年代は高麗の顯宗王代なる可し。但し此碑が光宗王諱昭、穆宗王諱誦を缺劃せざることに就きては別に說あれども今之を略す。碑文中に四ケ所に註を記入せるは金石文中の一異例に屬するを以て余も原拓本に就きて之を檢査するまでは大に疑を懷きしが拓本に就きて之を檢するに及び其註は原碑の行格中に刻せるものにして撰文者の原註にして書者も亦同一なることを確知するを得たり。原碑には聖而の下、眞骨の上の曰の字を格外に傍記せり。蓋し原稿に脫漏せるを補添せしものゝ如し。聖而の聖骨なる事は疑なけれども骨字を而字に作れるは不審なり。後の研究を期して今は輕卒なる判斷を避く可し。然りと雖之を書ける時代と之を刻せし時代との間には少くとも百二十餘年の距りあるを以て石面の都合上稿本を裁剪せる如きことなしとも斷言する能はず或は之を損せしことなしとも斷言する能はず。何等かの事情によりて脫漏せし如く又誤を生ぜしにあらざるか。「言

貴姓之難得」の語は「得難」の稱を使用文字の上より解釋せしものなり。文賦とは狩野先生の敎示によりて文選に收むる晉の陸士衡の文賦なることを知れり。文賦には「或本隱以之顯或求易而得難」の句あり。李善の註に「言或本之於隱而遂之顯或求之於易而便得難之或爲未非也」とあり。從言六頭品とは六頭品は得ること難きが故に之を得難と云ふの義なり。「數多爲貴」とは頭品は數の多きものを貴となすの義にて六頭品は五頭品よりも貴く、五頭品は四頭品よりも貴しといふ也。資料(3)の記事參照すべし。「猶一命至九」は亦狩野先生の敎示によりて周禮春官宗伯に典據することを知れり卽ち「以九儀之命正邦國之位、壹命受職、再命受服、三命受位、四命受器、五命賜則、六命賜官、七命賜國、八命作牧、九命作伯」とありて貴きに從て命の數多し。之を頭品の數の多きを貴とするに譬へしなり。其四五品不足言は五頭品四頭品は卑き位なるを以て言ふに足らずとの義なるべし。海東金石苑には此碑文を收載せるも此註の文字を誤りて錄せしを以て此書にては意義通せざるに至れり。

尙ほ旣記の如く日本書紀には顯宗紀元年の條に人骨を「カバヂ」と訓し、武烈紀七年の號に百濟の表文を記せる中に「百濟國主之骨族」の語あり。續日本紀天平勝寶三年の條に「雀部朝臣眞人」が巨勢大臣を雀部大臣に改正せんことを上言せる中に「當今聖運不得改正、遂絕骨名之緒、永爲無源之氏」とあり。新撰姓氏錄序に「至庚午年編造戸籍、人民氏骨各得其宜」と記せり。

第三

前章に收錄せし資料に依りて新羅に於ける骨品の如何なるものなりしかは之を推考することを得べし。

始祖赫居世居西干より眞德女王まで所謂上代の

二十八王を聖骨の王とし、太宗武烈王より末王敬順王に至るまで所謂中代下代の二十八王を眞骨の王とす。聖骨の男が眞平王に盡き女が眞德王に絶へたりといへば以後は聖骨の人は絶無となりしものなり。善德眞德の二王が女を以て王位に卽きしは單に聖骨なるが故には非ざりしなるべきも聖骨が女王に至りて盡きしは事實なり。茲に於て新羅に於ける最高貴の骨は眞骨となれり。眞骨の次を六頭品とし其次を五頭品其次を四頭品とす。三頭品二頭品一頭品の語は文献に所見なし。外村眞主を五頭品と同うし次村主を四頭品に列し四頭品の次に百姓平人を列し或ほ四頭品より百姓に至るまでを一括せる制の存在せしより推考すれば四頭品は品の最低なるものにして平人百姓の階級に接觸せしなるべく平人百姓にして特別の大勳功を立てたる者は四頭品まで到達することを得しものならんか。地方豪族門閥家の最高の位置にありし外眞村主（外とは內邑六部の外なり）は新羅貴族に准ぜられ五頭品に准ぜられしものなる可し。

伊伐干より造位に至る十七級（阿湌、大奈麻には其中に等級別あるを以て併せて三十四級あり）の官位は個人の身柄を表示するものにして官位の所有は一身に止れども骨品は家格を表示するものなるを以て家族男女之を所有し世襲なり。然りと雖或る場合には降等の事あり。

既記の如く新羅の骨品は（一）聖骨（二）眞骨（三）得難卽六頭品（四）五頭品（五）四頭品あり。此五品は貴族の品なる可し。大朗慧和尙碑序註に國に五品ありと記せるは恐くは貴族の品に就て云へるなる可し。三頭品以下が存在せざりしものとは思はれず。三國遺事に脫解王の素性物語中に八品姓骨の語あるは此物語の作者が新羅在來の成語を採りて物語中に嵌め込みしにあらざるか。若し三頭品以下が存在せしとすれば百姓平人の內の骨品たらざるべからず。

聖骨眞骨は種にして聖骨そのもの、眞骨そのものが一骨なりと雖六頭品以下は各品に數多の骨を有するものなり。新羅に於ても骨を姓と漢字譯せるは姓骨と稱し(12)六頭品を得難と名づくるを釋して貴姓の得ると難きと解せし(20)にて知るべし。然れども姓とせしは骨を指せしと同時にまた骨品をも指すことゝなり兩樣の義あり。日本の加婆禰に就きて見るに天武天皇が其十三年に八色之姓を定制したまふ詔に更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、一曰眞人、二曰朝臣、三宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置とあり。此の諸氏の族姓も加波禰にして八色之姓の眞人朝臣などいへるも加波禰なると同じ。さり乍ら之を嚴密に云へば、所謂「諸氏之姓族」は骨なれども「八色之姓」は姓色にして骨品なり。

新羅に於て骨と稱すべきものは種または族にして支那の姓とは異れり。若し姓の語を以て適用すれば幾多の姓に分るべきものが一骨を成せり。而して最も解し難きは新羅人は眞興王の頃よりは明に部名を有し之を名乘り居れども如何なる場合にも眞骨以外の骨品を名乘ることの見えざることなり。聖骨眞骨の骨名はあれど其の以外に於ては前記の如く骨品名はあれど六頭品、五頭品といふが如し骨名は一も知ること能はず。既に聖骨眞骨の外に數多の骨が存在せんには各骨個有の名があるべきに一も所見なきは不審なりとす。これには六部と七頭品以下の骨品との關係を研究せざる可からず。此研究は後日を期して本篇には主として聖骨眞骨に就きて述ぶ可し。

聖骨眞骨は最高の骨とし古くより存せしと雖六頭品以下骨品を制定せしは何時代なる可きか、下代に於て既に其制の存在せしは明白にして、中代に於ても存在せしこと推測に難からざれども其制度年代に至りては未詳なるを遺憾とす。

第四

（一）聖骨

聖骨は既記の如く始祖赫居世居西干より眞德女王に至るまで二十八王の骨なり。而して此二十八王は聖骨の人なりしが故に王位に登りし者にして本と眞骨の人なれども王位に登りしが故に聖骨となれる者に非ずとは當然の解釋なり。然りと雖種々考察せる結果從來余が確信せし解釋に疑念を抱くに至れり。此の疑問は之を後に述ぶる事として上代二十八王の骨その者に就きて說明を試みんとす。卽ち新羅上代の王種とは如何なるものなりしかの說明是なり。

三國史記は其資料とせる史籍に於て既に漢文を以て支那風に書きたるものなるべし。此書により て傳へらるゝ新羅王家は恰も支那國體の王家の如く之と異るものなきが如く見ゆるも注意して其記事を考察すれば其國は一種特殊の國體なりし事を知り得べし。尤も此國體の眞相は正確に知る事難しと雖次に之を說明するが爲めに其の王系に就きて先づ述ぶ可し。

梁書及南史によれば普通二年梁に使を出せし新羅王は姓は募にして名は泰なり。通典流布本も冊府元龜流布本（卷九百九十六外臣部朝貢）及三國遺事引用本も共に泰を恭に作れるが三國史記引用の冊府元龜は之を恭に作れり。此王は法興王原宗なり。原宗の反は恭なれば恭を正しとす。募の姓は募韓の募をとりしなるべしとは余が從來の想像說なりしが是れは誤りにて新羅王者の號たりし麻立干の麻を採りしなる可し。卽ち麻立干原宗を修して募恭となせしものなり。是によりて當時未だ王室に金姓なかりしを知る可し。北齊書によれば河淸四年に北齊に使を出せし新羅王を金眞興とす。是れ眞興王二十六年なり。新羅に於て王家に姓を附するに至りし

は支那方面と交通するに當り體裁を作るが爲めに初まりしものにして彼の募を姓とせしが如きは一時の間に合せに附けしにすぎず。所謂金氏王が金姓を稱するに至りしは法興王八年より眞興王二十六年に至るの間にある可し。朴昔兩主家の姓も此間に或は是より少しく後れて附せしものにして是より以前の新羅人に朴氏昔氏金氏の氏名を附せるは後の史官が男統家系を溯尋して追記せしものにすぎず。之を以て氏名に異說ある貴人あり。有名なる異斯夫の如きも三國史記には金氏とし遺事には朴氏とし堤上(毛麻利叱智)の如きも朴金兩傳あり。家といふものゝ成立は氏姓の發生に先つこと勿論なるが法興王以前の新羅の諸王は若し家といふ考を以て之を分ては三家若くば三家以上に之を分つことを得べし。此家とても今日の如く產を別にし居住を異にするを以て家を分つものにあらざりしが如きを以て若し今日の語を以てせば族と稱する方當れりといふべし。而して此家若くば族と稱すべき者が女系相續か男系相續か孰れの一に定まれる時代に於ては他家他族との區別は明瞭なれども新羅上代の如き男系相續の時代に入りながら猶は女系相續時代の名殘を遺存するかと思はるゝ時代、男系と女系との間に輕重はありとも其差餘りに多大ならざりしかと思はるゝ時代に於て甲家と乙家と婚嫁によりて生ずる關係重複し家と家との區劃線を消失し二以上の家を併せて骨族なるものを生ずるものなり。骨は其後譯文字が示す如く血族なり。骨に必要條件は血種を同うするにあり。血の連絡ある者は同一骨にあるものとす。新羅の王家が若し家を以て分てば三家若くば三家以上に分るべきもこれが聖骨(眞骨)といふ王者の種、王者の骨として一なるは如上の次第に因るものなり骨の成立に就て尙ほ具體的に考察するに例令ば昔脫解は朴南解厄帥今の女を娶り王となるに至りし

も昔脫解は南解と同一の骨にあらず南解と夫人との間に生れたる仇鄒角干に至りて初めて南解と同一の骨に入るものにして仇鄒角干は之と同時に南解の骨の人とも同一の骨に入れるものなり。卽ち父母が骨を異にする場合には其子は父の骨と母の骨と双方の骨に屬するものとす。然りと雖斯くの如きは普通の場合にして昔脫解の如き場合にありては脫解が既に聖骨として妻族と同一視せらるゝが故に常例を以て律すべからず。若し常例を以て律すれば骨なるものは成立すべきにあらざるなり。吾人は骨及氏姓に就きては社會的考古學(Social-Archaeology)より他日の研究を期し、茲に余自ら不完全にして淺薄なるを知れる所說を發表することを避け、唯新羅の如き場合に於ては王種の如き最高の骨族にありては嫁娶は同一骨族の間に於てのみ行はれざるべからず又其は事實なりしことを記するに止まるべし。此一定範圍內に於て

のみの婚嫁は此範圍內の種血を益濃厚ならしめ堅固なる骨族となすもの也。骨制の成立するや王種が他の骨を超絕して高き位置にある場合に於ては此の骨の者と他の骨の者との間に生れし子は他の骨に屬せしめたり。國初に於ける王種は所謂朴氏なるべきも止むを得ざる事情あゝて所謂昔氏金氏を容れ婚嫁に因りて王種卽ち王骨を形成し王種相婚嫁して其種骨の純粹を保ちし也。而して上代の終りに於ても中代に於ても或る異常特別の場合に於ては他族の人を取り立てゝ王種に入れしことあり。任那王族の後、及び高句麗王族安勝の如き卽ち是なり。然りと雖此等の者は武力を以て自個の力を以て其位置を獲得せるものに非ずして引き上げられたる者なりしが故に朴氏に對する金氏昔氏の如き關係を生ずるに至らざりき。

聖骨と眞骨とは共に王種を成したるが聖骨は眞骨の上にありしといへば勿論一段高き骨にして聖

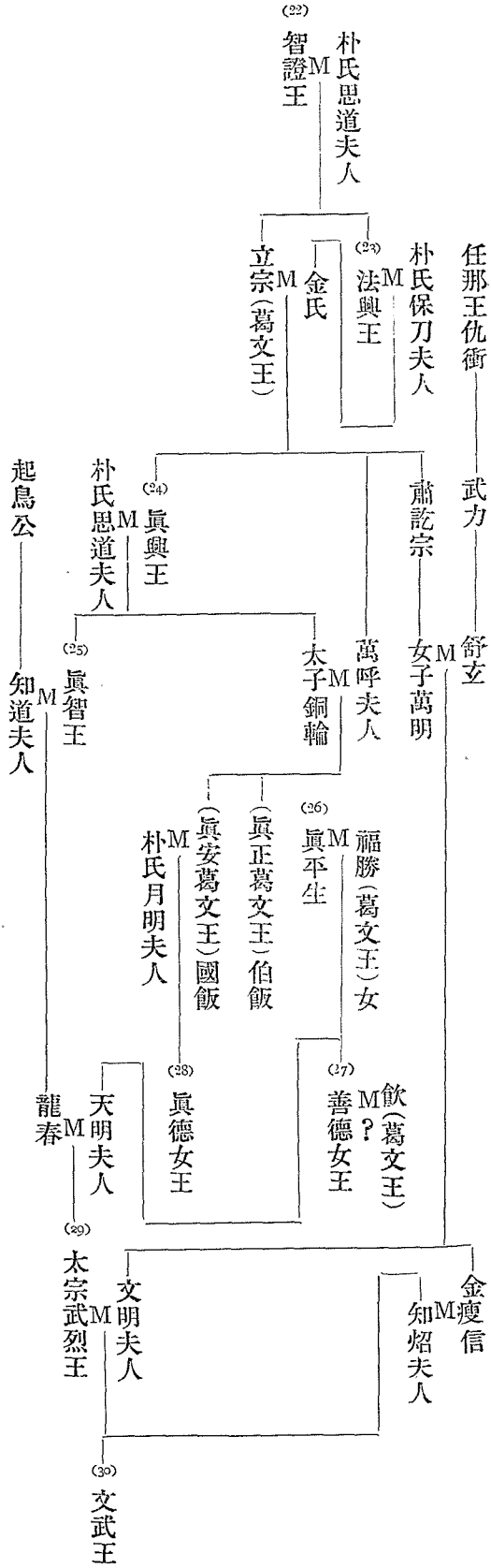
(22) 智證王
M
朴氏思道夫人
(23) 法興王
M
朴氏保刀夫人
金氏
立宗(葛文王)
M
任那王仇衝
武力
舒玄
(24) 眞興王
M
朴氏思道夫人
肅訖宗
女子萬明
M
萬呼夫人
太子銅輪
M
起烏公
(25) 眞智王
M
知道夫人
(26) 眞平生
M
福勝(葛文王)女
(眞正葛文王)伯飯
(眞安葛文王)國飯
M
朴氏月明夫人
(27) 善德女王
M?
飮(葛文王)
(28) 眞德女王
天明夫人
M
龍春
(29) 太宗武烈王
M
文明夫人
金瘦信
M
知炤夫人
(30) 文武王

骨の末が眞骨に下るは明瞭なれども兩骨の區別を生ずる限界は全く不明なり。今、聖骨たりし善德眞德兩王と眞骨たりし太宗武烈王との系統を考ふるに別に添ふる圖の如し。

右の系圖を見るに眞平王に於て聖骨の男子絶へ伯飯國飯の兩葛文王は眞平王よりも早く死せるならむ。葛文王の號は王若くば妃の生父等に追贈せし尊號なり。然りと雖時に例外ありて王族の有力者に與へ或は追贈せしことあり。其義明ならず葛文は許婁の文字を以て表示せしことあるものゝ如し。黃顯齋の華音方言字義解には新羅追封王皆稱葛文王東國方言謂死曰走斤葛之方言近走文之方言近斤と說けども當らざるが如し。葛の字音が骨の字音に近きことは注意すべし。文の語は金の蘇文、大の甘文已汶といふ文の語に同じき性質の辭ならむ。善德眞德の兩女王にて其女子も絶え以上歷代の諸王を聖骨の王とし武烈王以後を眞骨の王とする理由不明なり。眞智王妃の父が起烏公にして葛文王の稱號を有せざるによれば或は母系に關係あるべきか。三國遺事に眞智王御國四年政亂荒婬國人廢之とあり。此等の事情に因り其子龍春は骨一等を降りしか。今之を推定する事能はず。安氏鼎福は新羅以承統者謂之聖骨、王族爲聖骨、亦謂之第一骨東史綱目儒理王九年壬辰條と解釋せるも聖骨の王が眞德王に盡き武烈王以後は眞骨なるより考ふれば此說明甚だ不完全なるものなり。茲に問題となるは眞骨の次の諸骨を品に分ち骨品を制定せる年代なり。此年代は全く不明なれども之を假りに武烈文武等の王代なりとすれば此時に於て眞骨の諸人はみな眞德以前の諸王より出でたるを以て諸王を聖骨と尊稱せるにて聖骨とは其實際に於ては存在せざりし物に非ざるか然れ共此想像も頗る不自然なる物にして合理の點少なし。調査現在の程度に於ては何かの事由ありて武烈王が眞骨の人たりしと解釋するの外なし。

(二) 眞骨

眞骨は王種なり。既述の如く上代に於て聖骨は絶滅し中代自武烈王至惠恭王下代自宣德王至敬順王に於て王種は眞骨のみとなりて眞骨は第一骨となれり。眞骨の名稱と共に直に連想するは日本に於て天武天皇十三年に八色姓を定めたまひし時に第一を眞人とし皇族に

賜りし事是なり。然りと雖新羅の骨品と日本の八色姓とは其類似する點あると同時に異る點も頗る多きものゝ如し。他日の研究を期すべし。眞骨に關しては新唐書の記事(18)其要を得たり。但し「其族名第一骨第二骨以自別」と記せるは「骨」を以て現代に於て親族の等を示す「寸」の語と同しきものと誤解され易きも「王族爲第一骨」の語によりて此誤解を避く可し。

第一骨たる眞骨より第二骨たる得難(六頭品)に降族するは如何なる場合なるか。前に記せし慧朗和尚(無染)碑によれば武烈王(金春秋)六代孫周川(恐くは春秋の子仁問五代の孫)までは眞骨なりしも其子範清に至りて一等を降下して得難となれり。宣德王金良相は奈勿王十世の孫にして又元聖王金敬信は奈勿王十一世の孫にして共に眞骨たり。武烈王九世孫金陽は武烈王九世の孫にして位蘇判たりしより推せば眞骨たりしなるべく神德王朴景暉が阿達羅尼師今より世代餘り遠くして其數不明の遠孫なるも國人の推戴を受けて王位に登りしより推せば眞骨なりしこと疑ひなく敬順王金傳も文聖王の裔孫にして尙ほ眞骨たりしものなり之を以て推せば第一骨たる眞骨より第二骨たる得難に降るは世代に依らずして其勢力其親族關係に依るものゝ如し。恐くは其族間の自然の陶汰に出でしなる可し。

建官以親屬爲上といひ新羅用人論骨品、苟非其族雖有鴻材傑功不能踰越といへるも事實なり。十七等の官位中に第一の伊伐滄より第五の大阿滄に至るまで高級の五官位は三國史記職官志に唯眞骨受之他宗則否と記せり。第二骨の官位は第六の阿滄を以て極限となせるを以て大阿滄以上の相當官職は眞骨の人に限りて之に任せらるものなり。執事省の侍中、內省の私臣、兵部、倉部、禮部、司正府、位和府、船府、領客府等の令は眞骨に限れり。都督の如きも眞骨なりしなるべし。武官中の五停十

幢に配置せられし將軍及大官大監等は眞骨の人たりしなり。

眞骨が他の骨の女を娶らざりしも事實なり。文聖王慶膺が淸海鎭大使弓福（唐書張保皐國史張寶高）の大功に酬んとし其女を娶りて次妃となさんとせしに朝臣卽諸眞骨が弓福海島人也其女豈可配王室乎とて諫めしかば王も之に從ひて止めしとあり。孝恭王嶢が憲康王の庶子を以て卽位せしが如きは衰頽の亂世にありて品行不良の眞聖女王の特志に出でしものにして孤之兄弟姉妹骨法異於人、此兒背上兩骨隆起、眞憲康王之子也との辯解を要せしものにして全く一異例と見るべきものなり。太宗武烈王の諸子に就きて檢するに文明王后の生みし法敏は太子となり同腹の子、仁問文王、老旦、智鏡、愷元は皆角干となりしを以て明に眞骨なりしも、庶子知文は級干、馬得は阿干に止まり、他の一子は車得令公と稱せしを見れば眞骨たらざりしものゝ如く又金庾信の諸子に就きて檢するに妻智炤夫人（武烈王女）の生子五人は皆大阿湌若くば夫れ以上の位に到りしを見れば眞骨なりしも庶子軍勝は獨り阿湌なりしを見れば眞骨たる能はざりしが如し。安氏の東史綱目には崔致遠集參補と註して崔愼之（名を彥物と改め後に彥撝と改め高麗太祖に仕へたり）の傳を記し愼之慶州人解干有德之遠孫云々とせり。崔致遠集が存在せりとするも斯る記事ありとは思はれざれば、其出典は不明なれども、若し崔愼之を角干有德の遠孫なりとすれば角干は眞骨の位なるが故に崔氏にして眞骨たりし者ありしとなりて事理に合はず。此崔氏は林昔金の孰れかより出てゝ改姓せしものか。若し然らざれば所傳に誤あるべし。

（三）六頭品其他

六頭品は第一骨たる眞骨に次ぐ第二骨にして之を得難と稱するは實名か渾名か明ならざれど恐くば渾名なる可し。五頭品は六頭品に次ぐ骨品にし

て四頭品は五頭品に次ぐ骨品なると既記の如し。五頭品四頭品は貴族末流の骨品にして是れ亦既記の如く、四頭品は下に於ては平人百姓に接せしものなるべく地方豪族の外眞村主は五頭品に准じ次村主は四頭品に准せり。三頭品以下は平人百姓中の骨品なる可し。六頭品以下の稱呼は骨の名稱にあらずして骨品の名稱なり。其各品の中には社會上の位置が同等なる數多の骨ありしものなり。然りと雖六頭品以下各品内の骨は嚴密に骨と稱すべきものにあらずして男系による姓卽ち家といふものに進み居りし者といふ可し。骨品制定の必要は同等の數多の骨の並存せるに因るものなるとは論を俟たず。此等の骨は骨そのものゝ特質たる他骨の血を混せざる事を保持する事能はずして既に姓若くは家を成すに至れる者なりとす。聖骨と眞骨とは各骨内の婚嫁により他骨の血を混せず骨の特質を保持し各一骨と稱すべきものなれども、六頭

品五頭品といふは數多の骨の階級卽品の名稱なり。印ち姓色なり。社會進化論者が說く如く家族は女系より男系に移れるものなりとすれば此の過渡期は必ず女系及男系の混交せるものなりしと必然なり。此過渡期に於ては骨なるものを現出すべし。女系時代には姓あり、過渡期に於いては骨となり更に男系時代に進みて姓となるものなり。支那に於て同姓の婚嫁を極端に忌諱するに至りしは生理上の實驗的智識より近親結婚を避くるに至りしなりと說く者あれど、事實を審査すれば此說の採るに足らざるを知るべし。思うに是れ骨の組織を破壞して男系の姓を成立せしむるが爲めに外ならざるか、若くば骨の成立を防止せる手段に外ならざるべし。高句麗の古代に於て行はれしが如き婚嫁が一定部族間に限られしが如きも骨より姓若くば家に移るの過渡期に於ける一現象ならずんば、女系の姓より男系の姓に移るの過渡期に於ける風

習の後々まで殘りしものなる可し。

第五

骨品は新羅六部の人卽ち本來の新羅人の骨品にして新羅王國人民全體に亘れるものにあらざりしが如し。尤も六部の人民は移住に因りて其資格を失ふものにあらず。新羅王國は新羅六部の王國にして王國全體の王國にあらず。之を以て其國力の衰微するや甄萱の後百濟、王建の後高麗と對等の交際を成すに至しが如き奇異なる事實を生せり。余は六頭品以下の六骨品を以て六部に關係あるべしと懸念を斷つこと能はず。然りと雖骨はもと外來の者を加へて生じたるものなれば眞骨の如きは歷史年代に入りても外來者を加入せる例あり他の骨品に於ても同樣なりしなる可し。

眞骨に外來の新しき者を加入せる例は歷史年代に於て任那王族と高句麗王族とを加入せるあり。任那の仇衝王が法興王十九年に新羅に降れる後二十餘年を經て其子武力は阿湌を以て新州軍主として赴任し翌年百濟聖明王を破りて大功を建てしが此家が新羅王姓と同しき金氏を稱するに至りしは年代不明なれども恐くは王姓を金と定めし時か或は其後多くを隔てざる時にある可し。武力の妻に就きては知る所なきも恐くは眞骨の女なりしならむ。武力の子舒玄は眞骨にあらざれば到達すること能はざる位蘇判に至りしより推せば眞骨若くば准眞骨たりしこと明なり。舒玄と葛文王立宗の子訖宗の女萬明との結婚は野合なりしも其子金庾信をして完全なる眞骨たらしめしものゝ如く庾信は十五歳にして花郎となり貴族の少年團長となれり庾信の妹は眞骨たる金春秋（太宗武烈王）に嫁して後に文明王后と稱せられ太子法敏（文武王）を生み武烈王女は庾信に嫁して智炤夫人と稱せられ五子を生めり。庾信の官位は最高の角干より非常位たる大角干に

進み更に殊尤の禮を示されて太大角干となり智炤夫人の生みし五子は皆な眞骨の人にして到達しうべき高位に登りしこと既記の如し。嫡孫允中は聖德王代に大阿湌となり王の恩顧を受けしが其後甚だ振はず、太宗王統の最後の王たる惠恭王の亂政時代に入りては王の六年に子孫罪なくして誅せらるゝ者あるに至れり。王十五年允中の庶孫に嚴なる者あり級湌を以て日本に調貢する副使たり。後に興德王代に至り庾信を追封して興武大王と爲せしも其後孫にして史上に名ある者無し。

文武王の時高句麗の滅ぶるや其王族安勝なる者新羅に來投せり。王は之を高句麗王に封して金馬渚（益山）に居らしめ王妹（一云庶湌金義官之女）を嫁せしめしが神文王二年蘇判の位と姓金氏とを與へ京都に在留せしめたり。是れ實に眞骨に編入せしものなれども其子孫に就きては所傳無し。

他より新に眞骨に入るには眞骨の女を娶る事を

要せし者の如く此特別なる場合に於ては其人及子孫のみが眞骨たりしなるべし。而して前記の任那金氏高麗金氏の如も其後孫の勢力にして大なりしならんには昔氏若くば雞林金氏の如き位置に到達し王者をも出せしなる可し。然るに彼等が眞骨に入りし上代の終末及中代に於ては既に氏といふ考へが頗る發達し居りしと同時に骨族の組織が多數の年代を經過して著しく硬化し新分子を融和するに難かりしに加へて此國空前の治平時代となりて新人物を要せざりしと兩新金氏にも偉大なる手腕家の出でざりしと等の爲めに兩新金氏は遂に舊來の眞骨等の爲めに排斥せられて其位置を保持すること能はざりしが如し。三國史記金庾信傳によるに允中が聖德王の恩顧を蒙るや王の親屬頗る之を嫉妬し「今宗室戚里豈無好人、而獨召疎遠之臣豈所謂親親者乎」と諫めしといふ。聖德王の祖父文武王は庾信の妹の子にして允中の祖母は文武王妹な

り。而して其排斥せられたること斯の如し。

百濟高句麗に新羅と同じき若くば類似する骨品なるものありしやといふに研究現在の程度に於ては其存在を證しうべきものなし。百濟に於て宗族の語に骨族の文字を使用せること既に之を述べたり。新羅人が骨の文字を使用することは或は百濟より學べることあるべし。斯る事實は新羅に於ける骨そのものが百濟に於いても存在せしことを證するものにあらず。同一文字は或る點に於て共通せば其の他に於て異る點あるものにも使用せらるゝこと往々にしてあるを以てなり。然りと雖百濟人が支那人の使用せざる骨族の文字を宗族の意義に使用せりとすれば其宗族なるものは普通の宗族と異る點あるべし。百濟人の骨族といふものは宗族中の近親なる者の名稱にあらざるか。此語の存在を以て新羅の如き骨の存在を斷定すること能はず。百濟高句麗の如き王位が一家一族の世襲なる國に於ては王家あり王族ありて王の骨は存せざりしならん。新羅の骨中眞骨の特性は他骨の血を混せざるにあり。百濟の君（キミ）が王族の稱にして新羅の眞骨に或る一部分に於てのみ類似の點あれども成立の歴史と其働とに於ては別異のものなり日本の百濟相當年代に於て君、公等の文字を用ひてキミと訓むもの正に百濟の君字と同一の用法なる可し。余は尚ほ進んで日本の上代に於ける加婆禰に就て論述せんとすれども、研究淺薄なるを以て之を他日に期すべし。

第六

新羅に於ては其國體上王者の專制を許さず。大事は「和白」と稱する會議によりて決せられたり。此會議に就きては宮崎先生の「阿利那禮河ト新羅ノ議會」と題せる論文（法學協會雜誌第二十六卷第四、五、六號）に精密なる研究論文あり。先生は和白を滿洲語の hebe 蒙古

語の hoobi 又は kebei と同語なる可しと說かれたり。和白は此說の如く音の假字なるべしと雖、和白に就きては尙ほ研究を要するものあり。此會議に就きては、

隋書新羅傳。其有大事則聚群官評議而定之。

新唐書新羅傳。事必與衆議號和白。一人異則罷。

と記し。三國遺事卷一眞德王の條には、

王之代有閼川公、林宗公、述宗公、武林公、廉長公、庾信公、會南山丐知巖議國事云々。

新羅有四靈地、將議大事則大臣必會其地謀之、則其事必成、一曰東靑松山、二曰南丐知山、三曰西皮田、四曰北金剛山。

と記せり。此會議の開かれし事は三國史記にも記事なしと雖(1)婆娑尼師今(2)伐休尼師今(3)味鄒尼師今(4)訖解尼師今(5)實聖尼師今(6)善德王(7)太宗武烈王(8)元聖王(9)神德王等が卽位せしは國人の推戴に依る事を記せり。實に此會議の結果なる可し。此會

議は三國遺事の記事によるも野外若くば山上に於て開かれしものゝ如し。朝鮮に於て一邑(府、郡、縣)の人が野外に大會を開く事は往々にして行はれ近年に及べり。萬曆年間鄭述(寒岡)の監修せし咸州志に、

扶會亭。在白沙里南瓏、地勢高平、四望通豁、老樹參天、枝條遠揚、可蔭百餘人、以在四方之中邑人、有大會必於此焉。

と記せり。斯る大會は咸州(古の安羅、今の咸安)のみならず各地に行はれしなるべし。其名稱も諸地方に就きて方言を調査すれば有益なる結果ある可し。新羅に於ける和白の出席者は國人全體に非ずして恐くは眞骨に止まりしなるべし。一人異議あれば則ち罷むとは事實とは思はれざるなり。新羅の王號「麻立干」の語に關する金大問の解釋は「和白」の光景を知るの一資料たるものゝ如し。金大問は聖王三年に漢山州都督に任ぜられし人なる

が此人は「麻立干」を說明して、

麻立者方言橛也、橛謂誡樔、准位而置、則王橛爲主、臣橛列於下、因以名之。

と言へり。橛は桟または椓にて崔世珍の訓蒙字會には mal と訓めり。今多くは mal-d(st)uk と訓めり。mal の語のみにては馬 (mal) といふ語と混ずるを以て duk の語を添へしなる可し。桟はマセボウ(廐の前面に横に亘し馬を塞く棒)なると同時に門の中央にありて扇を止むる巾子形なれども橛を單に棒の意義に用ひしは三國遺事卷五密本摧邪の條に居士彈指一聲、因惠師倒逆於空高一丈許、良久徐々倒下、頭卓地屹然如植橛。旁人推挽之不動とあるにて知る可し。金大問の語は從來解し難きものとなされ居れるが、高麗の益齋李齊賢は此の解釋を書き改めて其著櫟翁稗說に、

麻立方言橛也、新羅君臣聚會立橛爲其君位因號其君曰麻立干謂當橛者也、干則新羅俗相尊之辭

と說けり。此說にて金大問の說の意義の見當は大體に於て着きしも尙ほ誡樔の二字解し難かりしに三國遺事卷一南解王の條には誡樔を誡標に作れり板式を檢するに正德以前の刻板にして正德重刊の時に尙ほ殘存せる部分なりとす 誡樔が誡標の刊誤なること疑を容れず。金大問の語は次の如く讀むべきものなり。

麻立トハ方言ニ橛ヲ謂フ也。橛ハ誡標ヲ謂フ。位ニ准シテ置カバ則チ王ノ橛ハ主トナリ臣ノ橛ハ下ニ列ス。因テ以テ之ニ名ツク。

此の句讀にて其意義は明白となりたると信ず。誡は和なり。誡標は和白の時の標木なり。余は麻立干の麻立が橛の義なりとは信せざるも金大問の語は新羅の和白の光景を語るに足るものあり。卽ち屋外の集會地に於て列席者各自の位に準して其橛を建てゝ其坐席を定めたりしものゝ如し列席者が乘馬を牽き出す時に桟を外づして之を議場に携へ行き之を建てゝ席を占め置きしが如き風習に起源を有するものならんか 和白を有する新羅に於ては王者の專制を許さず。新羅の始

終を通じて暴虐なる王の出でし記事なきは史の傳へざるにもよるべしと雖事實に於て斯る王は少なかりしなる可し。又六頭品、五頭品の頭の語は麻立の語と同じき事注意すべし。麻立干の麻立にして和白に關係ある語なりとせば頭品の頭の語も關係あるべし。然れども余は研究現今の程度に於ては麻立は橛と同音なるも別語にて關係なきものと信ずる也。

骨品の組織を有する新羅に於ては王位は父子若くば最近親の繼承を必然となせしものに非ず。尤も中代下代に至りては支那思想の影響を受けて父子の繼承を原則となすかの如くに至りしも支那思想に本づく繼承とは大に異る點あり。既記の如く武烈王系の繼續せること八代にして惠恭王に至り奈勿王十世孫金良相(宣德王)之を弑して王位に登りしも新羅人は之を以て革命なりとせず。宣德王死して子なかりしを以て國人は太宗王六世孫にして宣德王の族子たりし周元を王に推戴するに決せしに(恐くば和白に於て)何等かの事ありて奈勿王十一世孫金敬信(元聖王)卽位し哀莊王に至り叔父彦昇(憲德王)之を弑して王位に登りしが王の死するや悌隆、均貞の二人王位を爭ひ悌隆は均貞を殺して卽位す之を僖康王となす。然るに僖康王は金明に殺され金明王位に卽く之を閔哀王とす。閔哀王は均貞の子祐徵に殺され祐徵王位に卽けり之を神武王とす神武王死して子文聖王立ち次に王の叔父神武王異母弟憲安王立ち。次に景文王は僖康王の孫を以て卽位せり。僖康王は神武王の父均貞を殺して王位に卽きし人なるを以て若し今日の家といふ思想を以てすれば憲文王と景文王とは不俱戴天の仇敵なるべきにも關らず早くより景文王を婿として遺命して之に王位を傳へたり。新羅人の思想が吾人の想像せるものと異るを見る可し。其後孝恭王の死して嗣なきや國人は阿達羅王の遠孫なりといふ

朴氏の景暉を推戴して王となせり。之を神德王とす。但し景暉は大阿湌乂謙の子にして孝恭王妃の弟にして憲康王の婿たりし者なり。阿達羅王は新羅の第八王と傳ふる王にして以後四十五王は初めの數王が昔氏なりしの外は盡く金氏なりしに茲に至りて朴氏王出でたるものとす。神德王後朴氏王三代にして文聖王の裔孫金傳立ちて金氏復び王となれり。新羅の上代に於て朴昔金諸王の迭立せし風習は下代に至りても尙ほ存在して若し家を以て云へば王位が金氏より林氏に移るも之を革命とは認めず之を一貫して歷代相繼承する王に列して怪まざりし也。又自己と全然兩立すべからざる仇敵の王にさへも諡號を贈り之を歷代の王者に數へ列して何等の疑さへ起さゞりしが如きは支那思想に少しなりとも支配さるゝ者にとりては想像だも及ばざる事實なりといふべし。

新羅に於ては王者其人にして眞骨ならんには家系世代は少しも問題とならざるものなり。中代下代の王位繼承に就きては前に說けるが如し。上代に於ては王位は聖骨中の有力者が登れるものにして父子繼承の場合も相續權に因るに非ずして和白の推戴に因りしなるべし。勿論有力者の間には殺弑も簒奪も行はれしなるべしと雖少くとも形式上に於ては和白の認定を要せしならんか。但し和白の會者が充分に各自の意志を發表し得ずして力によりて左右せられし事は多かりしなるべし。

上代に於ける新羅の王號は其王者の性質を明にするの資となるを以て以下少しく之を說く可し。新羅上代の王號に一定せるものなく居西干（第一王）次次雄（第二王）尼師今（自第三王至第十六王）麻立干（自第十七王至第二十王）と稱せしが法興王に至り始めて支那風に倣ひて王の文字を用ふるに至れり。

但し王者の諡號は太宗武烈王に始まれり。法興、眞興、眞智、眞平、善德の王名は諡號に非ずして生時より此の

名を用ひ居りしものなり。諸王別に本名(諱)あり。法興眞德等の名は我國の「名乘り」に似たるものなり。諸王中に廟號を附せし者は武烈王の太宗あるのみ。これも國人の私に附けしものにして國外に通用するものにはあらず。其他の諸王には唐に對して憚るものありしを以て之を附せざりき。王氏高麗李氏朝鮮に於ても國人私に廟號を附せしも、此廟號は國內限りのものにして日本支那へは之を表示する事能はざりしもの也。

居西干は第一王赫居世(弗矩內)の王號なり。大金干若くば大干の義なる可し。高句麗に於て部族の首長の稱せし位號たる古鄒加と同語なり。

次々雄は第二王南解の王號なり。慈充とも書けり。金大問の說に「方言謂巫也、世人以巫事鬼神尙祭祀、故畏敬遂稱尊長者爲慈充」とあり。此の說從ふべきが如し。扶餘に於ても王は東明王の子孫として祭天の任を主とせるものゝ如し。魏志に馬韓の俗を記して「信鬼神、各立一人主祭天神、名之天君」と記せり。以て參考となすべし。三國史記

雜志祭祀の條に南解次々雄三年に始祖赫居世の廟を立て親妹阿老を以て主祭となすとあり。此事に就きては尙ほ後に述ぶ可し。

尼師今は第三王より第十六王までの王號なり。寐錦とも云ふ。n音m音相移れるなり。任那をミマナ、乳部、入部、壬部をミブと讀むが如し。師は促音の符號にすぎず。金大問は「尼師今方言也、謂齒理」と解釋せり。儒理と脫解と孰れが王位に登るべきやを決するに當り聖人多齒の諺により齒の多き者先づ登位すべしとし餅を嚙みて之を檢せしに儒理の齒理多かりしを以て脫解に先ちて王位に登り尼師今と號すとの傳說あり。朝鮮現代語に齒は ni なり keum は筋目、罅の義なり。ni-keum は齒理の義にも聞ゆれば金大問は斯く解釋せるなる可し。三國史記に金大問の說を記して尼師今方言也、謂齒理、昔南解將死謂男儒理壻脫解曰、吾死後汝朴昔二姓以年長而嗣位焉、其後金姓亦興三姓、以齒長相嗣、故稱尼師今と書けり。尼師今の繼承は事實を美しく修飾して書けば齒長を以て相嗣げりと雖、此語を齒理と解するは如何にや。朝鮮現代語に王をnin-keumとい

ひ主を nim といふ。nim keum の語は尼師今の語の傳はれるものなるべきこと嘗て幣原博士の說かれたるとあり。nim の古語尼師が日本語のヌシに當るも偶然ならざるべく又これと同語の寐（mu-mi）が日本古代の人名中に往々見ゆる彌（ミ）（此語を重ねたるものは（ミミ）なりミは御の文字を以て意義を表示せり。）と同語なるも偶然とのみ見るべからざるが如し。keum は干の語より出で神、旱岐、君（キミ）みな同一語の移れるものなる可し。尼師今は國語のヌシキミと同一語より出でし語なるべし。

麻立干は既記の如く麻立者方言謂橛也との說あれども餘りに附會なり。思うに麻立は頭首（ma-ni）の義にして麻立干は頭干なる可し。高句麗の最上の官位號たりし莫離支と同語にして日本語の連（ムラジ ムラシ）の語に似たる事注意すべし。麻立は或は群集（此語より村里を意味する語となる）の義か。果して然らば骨品の稱呼たる六頭品五頭品等の頭も、群、頭、語近きが爲めに頭字を以て表示するに至りしものにして其本原は群の義なるべきか。其孰れにあるも麻立干と莫離支と同語なることは疑を容れず。（麻は朝鮮語に Sam なり。書紀綏靖紀に新羅王佐利遲あり。遲は當時新羅貴人の名の下に附せし語（智字を用ゆ）なれば佐利は麻立ならんかと考へしこともあれど誤りなるべし。麻立干の麻は字音の假字なること疑なし。）

以上王號に依て見るに居西干は開國の神人に後世より附したる號なり。次に新羅には王者が次々雄たる時代ありしなり。此時代に於ては王家ありしも王骨は未だ成立不充分なりしが如し。尼師今と稱せし時は王骨の既に成立せる時代にして麻立干と稱せしは王位が高句麗の力によりて左右せられしに始まり其後百濟と結びて高句麗との關係を絕ちたるも尙ほ一二代は此稱號を續けしものとす要するに王者に一定の稱號なかりしものにして後世の王といふ語の意義を以て解釋すべきにあらず王といへば支那風の王の外ならずとするは誤れる

こと甚しき考にして新羅上代の首長に當つるに支那の王の考を以てせんには全然誤謬に陷るべき也

尙ほ上代に於ては祭祀と社會組織とは全然一致するものなり。次に新羅に於ける祭祀によりて其王に就て攻究せんとす。三國史記雜志祭祀の條に

南解王三年春始立始祖赫居世廟、四時祭之以親妹阿老主祭、第二十二代智證王於始祖誕降之地奈乙創立神宮以享之、至第三十六代惠恭王始定五廟以味鄒王爲金姓始祖云々、

と記し。尙ほ本記には南解以下歷代の諸王が卽位の年若くば其翌年を以て始祖廟或は神宮に親謁することを記せり。（但し奈勿、眞興、武烈、文武、昭成、其外八王には祖廟神宮等を祭祀せる記事なし。行はざりしもあるべく行ひしも史に漏れたるもあるべし。又歷代此行事の慣習ありしを以てそれより推定して之を追記せしものも少からざるべし。）第十二王沾解王に至るまでは謁（或は親祀）始祖廟とし金氏味鄒王に親祀國祖廟と記せるは金氏の始祖を祀せるに非ずして新羅國祖卽赫居世を祀せ

ることを示すが爲めに後世史官が注意して書きしものなる可し。儒禮王より炤智王までの記事には始祖王廟と記せり。炤智王九年に置神宮於奈乙、奈乙始初生之處也と記せり。以後孝昭王に至るまで歷代諸王には拜祖考廟とし聖德王以後は莊哀王に謁始祖廟と書けるを除きて他は盡く親祀神宮と記せり。

第二王南解王が父王赫居世の廟を作りしといふは次々雄時代に始祖王を祭祀せりと見るべきものなり。奈乙は加乙を kal 石乙を tul 所乙を sol 注乙を chul と發音する例より推せば nal にして日、太陽の義なり。此神宮は其主神が赫居世なるか閼智なるか味鄒王なるか不明なれども赫居世なるが如し。赫居世は既記の如く弗矩內（弗は光明、矩內は理世）の漢字譯にして蘿井の傍に降下せしと傳え蘿の ra は na に通へり。奈乙神宮の主神は未詳とするも炤智王の卽位まで朴昔金の諸王を

通して始祖廟と稱せしものは初より主神の變せしこと見えざれば赫居世を祀りしものなるべし。若し果して然らば上代に於て王者が祀りしものは家祖に非ずして國祖なりしものなり。

始祖廟に王妹を以て主祭者たらしむる風俗は日本の齋宮の故事と同じ。新羅に於て此風習は何時まで續きしか明ならず。支那に於ては此風習漢代に至るまで齊の地に殘りしことは漢書地理志に「始桓公兄襄公淫亂、姑姊妹不嫁、於是令國中民家長女不得嫁、名曰巫兒、爲家主祠、嫁者不利其家、民至今以爲俗云々」と記せるにて明なり。（但し此起源說は後世に作られしものなり）斯る風習は獨り東洋のみならず古代諸地方に行はれたるものなり。

新羅人の思想は上代末期に佛敎によりて變化を受け中代に至りて更に支那思想の影響を被むれり世界的宗敎たる佛敎の流布が三韓統一に援助をなせる程度に於て新羅人をして其國固有の神道より遠からしめしと雖其在來の神道は佛敎流行の下底に依然として殘存し滅ぶるに至らず。支那思想の影響も唯其外層に止まり國人の信仰や生活の根底にまで浸潤せしものにあらずと雖中代に至りては此思想の影響を受け王者の骨といふ考へも稍薄らぎしものゝ如く男統繼承の一家といふ考へ增大し支那風の王家といふ考へ强まりしものゝ如し。從來王者若くば王妃の生父に葛文王の號を奉ることは行はれしと雖王者が支那思想によりて自己の家系の先人を王に追封する事は武烈王が其元年に王考を追封して文興王とし母を文貞太后となせしを始めとす。次で神文王七年に太祖、眞智、文興、太宗文武の五王を祖廟に致祭せり。太祖とは金味鄒王の事かと思はれども此王には男統傳らざるを以て須らく之を疑問とするも眞智以下は神文王の男統の先王のみなることは注意を要するものなり。惠恭王に至り五廟の制を定め味鄒王を金姓始祖とし太宗武烈二王は三韓統一の大功德あるを以て世

々不毀の宗とし親廟二を兼ねて五廟と爲せり。然りと雖金良相が惠恭王を弑し奈勿王十世孫を以て王位に登りしを何等怪む者なかりしは骨の思想によれるものにして骨品組織の上に移植されたる支那思想は國人の社會に根を下す能はず且つ修養訓練せられたるものにあらざるを以て頗る利己的に扱はれ宣德王良相は父を追封して開成大王とし之を廟主とし前王(惠恭王)を廟に入れざりしが次に元聖王の立つや自己の高祖以下五代を追封して大王となし聖德開聖二王の廟を毀ち前王宣德を廟に入れずして追封せる祖父と父とを之に代へて廟に祀れり。更に哀莊王に至りては太宗文武の二廟を別立し始祖味鄒王と高祖以下とを以て五廟となせり。然りと雖神德王が朴氏を以て卽位するや父を追封せしに止まり敬順王また金氏を以て卽位するや父を追封せしに止まれり。此二王は廟祀を如何に處置せしか明ならず。王種(眞骨)ありて王家無き此國に於て國體の異りたる支那に模倣して五廟の制を立つるや種々の杆格を來すべかりしに何等の問題の起らざりしは五廟の制其のものが唯社會皮層の粉飾にすぎずして國人の思想に根底を有するものに非ず之を動かすまでに透徹せるものにあらざりしを以てなるべし。

既說の如く惠恭王を弑して卽位せし宣德王も哀莊王を弑せし憲德王をも又王位を爭うて互に攻殺し名分上より云へば兩立すべからざる僖康閔哀神武の諸王をも等しく歷代諸王と同一視せられ諡號を贈られて歷代に列し王者の資に缺くことなく又後世の思想より見れば王系が他姓に移りて革命と稱す可き場合に於てすら其王者が眞骨なる以上は新羅人は其國の王位は連綿として絕ゆる事無く繼承せしものと認めて少しも疑はざりしなり。興德王が金庾信に與武大王の號を追贈し眞聖女王が嬖臣魏弘に惠成大王を追贈せしも兩人共に其骨に於

て之を受くるの資を缺くものに非ず。國體を異にする支那の名分論は新羅に適用さるゝものにあらざりしなり。

新羅の國體は日本の或る地方の村落組織と大小の別こそあれ其間に類似せるものあり。聖骨眞骨は長百姓に、六頭品以下の貴族は百姓に、平人は水呑百姓に似通へる點あり。新羅國王は其身柄より云へば庄屋に似たり。少くとも其王位の繼承は庄屋の繼承に類似せるものあり。半島統一以前所謂上代に於て特に然りとす。

附記。李能和氏編朝鮮佛敎通史に所載の大朗慧和尙(無染)塔碎文に洪居士の註を用ゆとして眞骨の語を註して「眞骨有五品、一曰聖骨、二曰眞骨、三曰難得、四曰生族、五曰金骨」とありて碑の原註と異るものあるを見、余は書面を以て李氏に洪居士の何人なるか洪氏註の出典は何書あるかの敎を請ひしに、折り返し李氏より次の示敎を受けたり。

眞骨註釋參考兩則

無染碑中品眞骨。(右に記せる如し)

右洪居士註

同碑中眞骨……難得、國有五品、曰聖骨、曰眞骨、曰難得、言貴姓之難得、曰王族、曰金骨、

右蒙庵穎和尙註。

洪居士失名、京城人、進士、以事被謫井邑縣、(全羅道淳昌郡白坡所住處)與白坡大師友善、時常往來龜巖寺、相磨以道義、遊戲以文字、當時僧侶以崔致遠撰述四山碑文(無染碑居其一)爲漢文敎科書、而文多艱澁難解、白坡大師懇請洪居士註釋之云云、(見朝鮮佛敎通史上編五八九頁)洪居士生存年代可白坡大師略傳爲準、蒙庵禪師卽雪玻大師之弟子、其年代可以雪坡大師碑推定、(見佛敎通史上編五六八頁)生族金骨等雖不知其出所、而洪居士有史學知識云、則必有見處也、且洪居士讀蒙庵註者、

而猶以生族釋之、然則生族非王族之誤也。(以上李氏の示教)

右李氏の示教により洪居士が英祖王四十三年丁亥に生れ哲宗王壬子に寂せる(1767 A.D.-1852 A.D.)白坡大師と同時代の人にして外に蒙庵穎和尚(其師雪坡大師は正宗十五年(1791 A.D.)八十五歳にて寂せり)に五品の註あることを知れり。蒙庵和尚は新羅の骨品として五品の名稱を列擧せるも洪居士は之を眞骨の五品として列擧せり。蒙庵和尚を正しとなさゞるべからず。和尚の說に從へば六頭品は難得(原碑得難に作る得難を正しと爲すべし)五頭品は王族(洪氏生族に作る)四頭品は金骨と稱せしものなり。五頭品の名稱にして王族四頭品の名稱にして金骨ありしならんには骨品の研究上多大の有益なる手掛りを得るものなり。朝鮮に於ける古史研究の貴重なる資料は往々にして古刹舊寺の斷簡中に埋沒して遺存する事あるを以て近代人の說と雖之を棄てゝ顧みざるは不可なり。然りと雖其說の出典未詳なるを以て資料として之を保留するに止め今之を採らず。茲に朝鮮佛敎史に該博なる智識を有し其資料に就て他に比類なき富を有せらるゝ李氏の此敎示を深謝す。(大正十年十一月十九日)